

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 16 富山県	(2)市町村区分 201 富山市	(3)所轄庁区分 16201	(4)法人番号 8230005000361	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 とやま虹の会					
(8)主たる事務所の住所 富山県 富山市	水橋新堀1				
(9)主たる事務所の電話番号 076-479-2082	(10)主たる事務所のFAX番号 076-479-2078				
(12)従たる事務所の住所	(11)従たる事務所の有無 2 無				
(13)法人のホームページ http://www.nijinokai.net/	(14)法人のメールアドレス niji-niji@bz01.plala.or.jp				
(15)法人の設立認可年月日 平成4年8月20日	(16)法人の設立登記年月日 平成4年8月21日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	8名以上10名以内	(2)評議員の現員	10	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	220,000
-----------	-----------	-----------	----	--------------------------------	---------

(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
大橋 国昭	H29.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	3
無職				
神田 久徳	H29.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	3
無職				
高橋 峰子	H29.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	3
富山協立病院勤務				
高柳 賢司	H29.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	1 有	3
NPO法人理事				
地橋 保男	H29.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	1 有	2
無職				
北東 俊夫	H29.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	2
無職				
村上 一巳	R2.3.1 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	3
無職				
山本 美和	H29.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	3
富山協立病院院長				
稲垣 啓子	R2.11.1 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	2
無職				
堀田 宏	R2.11.1 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	0
無職				

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上8名以内	(2)理事の現員	7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	21,092,240	2 特例無
----------	----------	----------	---	--------------------------------	------------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無 (3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
池田 克己	1 理事長 R1.6.18 ~ R2年度会計に関する定時評議員会の終結のときまで	令和1年6月18日	1 常勤	令和1年6月18日	社会福祉法人 とやま虹の会 理事長	2 無
石川 了英	3 その他理事 R1.6.18 ~ R2年度会計に関する定時評議員会の終結のときまで		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2 理事報酬のみ支給	12
大野孝明	3 その他理事 R1.6.18 ~ R2年度会計に関する定時評議員会の終結のときまで		2 非常勤	令和1年6月18日	玉永寺住職	2 無
佐々木 義治	3 その他理事 R1.6.18 ~ R2年度会計に関する定時評議員会の終結のときまで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	2 理事報酬のみ支給	9
寺西 高子	3 その他理事 R1.6.18 ~ R2年度会計に関する定時評議員会の終結のときまで		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	3 職員給与のみ支給	12
松尾 守	3 その他理事 R1.6.18 ~ R2年度会計に関する定時評議員会の終結のときまで		2 非常勤	令和1年6月18日	社会福祉法人 とやま虹の会 職員	2 無
宮腰 幸子	3 その他理事 R1.6.18 ~ R2年度会計に関する定時評議員会の終結のときまで		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	3 職員給与のみ支給	12
			2 非常勤	令和1年6月18日	社会福祉法人 とやま虹の会 職員	2 無
			3 施設の管理者	2 無	3 職員給与のみ支給	12
			2 非常勤	令和1年6月18日	社会福祉法人 とやま虹の会 職員	2 無
			2 非常勤	令和1年6月18日	富山協立病院 勤務	2 無
			2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	2 理事報酬のみ支給	11

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	3名以内	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	150,000
----------	------	----------	---	-------------------------------	---------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
北 正幸	税理士 R1.6.18 ~ R2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	令和1年6月18日
坂井 直之	ふれあい薬局専務理事 R1.6.18 ~ R2年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	5 財務管理に識見を有する者(税理士)	12
		2 無	令和1年6月18日
		3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	11

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	4	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	3
		常勤換算数		常勤換算数	1.3
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	136	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	77
		常勤換算数	1/4	常勤換算数	55.4

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和2年6月19日	8	4	2		2019年度決算・社会福祉充実残額・監事監査報告について承認された / 2020年度事業活動方針・重点目標について承認された / 小規模多機能型居宅介護の辞退について承認された / 評議員の退任について承認された / 2020年度役員報酬について承認された
令和2年11月20日	9	5	2		2020年度上半期の事業活動総括・上半期決算・会計監査報告について承認された / 新型コロナウイルス感染予防対策・緊急包括支援事業費補助金について承認された
令和3年3月29日	7	4	2		2021年度事業活動方針骨子案及び2021年度予算案について承認された

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和2年4月24日	7	2	書面議決として開催。新型コロナウイルス感染予防対策について承認された / 4月収入見込み、5月目標について承認された
令和2年5月29日	7	2	2019年度事業活動総括・決算・監事監査報告について承認された / 2020年度事業活動方針・重点目標について承認された / 小規模多機能型居宅介護の辞退について承認された / レインボーの空調設備更新について承認された / 職員アンケートの実施について承認された / 定時評議員会の開催について承認された / ベトナム人留学生の就学資金の連帯保証について承認された
令和2年6月27日	6	2	5月利用状況・5月決算について承認された / とやま虹の会の経営分析について承認された / 労働組合賃金要求・夏季賞与と要求の回答について承認された / 就業規則の改定について承認された / 評議員の補充について承認された
令和2年7月31日	6	2	第一四半期決算について承認された / 7月収入見込み、8月目標達成の手立てについて承認された / 就業規則・パートタイム職員及び嘱託職員就業規則の改定について承認された
令和2年8月28日	6	2	7月利用状況・7月決算、8月収入見込み、9月目標達成の手立てについて承認された / 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業について提案通り承認された / しらいわ苑厨房1F改修工事について承認された
令和2年9月25日	6	2	8月利用状況・8月決算、9月収入見込み、10月目標達成の手立てについて承認された / 職員アンケートの回答について承認された
令和2年10月23日	7	2	上半期事業総括・上半期決算、下半期重点課題について承認された / 10月収入見込み、11月目標達成の手立てについて承認された / 秋闘要求の回答について承認された / レインボー浴室改修工事について承認された / 電動ベッド購入について承認された / 評議員の欠員補充・推薦名簿（案）について承認された / 評議員選任解任委員会の招集について承認された / 第12回評議員会の招集について承認された
令和2年11月27日	7	2	上半期会計監査報告について承認された / 秋闘の回答と妥結について承認された / 冬季賞与資金の借入について承認された / レインボー井戸ポンプ取替に関わる追加工事について承認された / レインボー浴室改修工事追加工事について承認された / 第4回評議員選任解任委員会の報告について承認された
令和2年12月25日	7	1	11月利用状況・12月収入見込み・1月目標の手立てについて承認された / 2021年度予算編成方針について承認された / 電力供給契約先の変更について承認された
令和3年1月29日	7	2	第3四半期決算、1月利用状況・収入見込み、2月目標達成の手立てについて承認された
令和3年2月26日	7	2	1月利用状況・1月決算、2月収入見込み、3月目標達成の手立てについて承認された / 2021春闘要求への回答について承認された

令和3年3月26日	7	2	2月利用状況・2月決算、3月収入見込み、4月目標達成の手立てについて承認された / 2021春開業要求に対する第2次回答について承認された / 電力需給契約先の変更について内容の一部変更について承認された
-----------	---	---	--

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	北 正幸 坂井 直之
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特記なし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特記なし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
----------------------------	--

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コー ド分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称						
		③事業所の所在地			④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ総 数 (人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況 (当該拠点区分における主たる事業 (前年度の年間収益が最も多い事業) に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ウ) 補助金額 (円)	(エ) 借入金額 (円)	(オ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)			
001	しらいわ苑	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)				特別養護老人ホームしらいわ苑				
		富山県 富山市	富山県富山市水橋新堀17番地1			3 自己所有	3 自己所有	平成9年4月1日	100	34,700	
		ア建設費	平成9年4月30日		59,580,000	746,183,224	1,100,000,000	1,905,763,224	7,712,220		
		イ大規模修繕									
001	しらいわ苑	02120201	老人デイサービス事業(通所介護)				しらいわ苑デイサービスセンター				
		富山県 富山市	富山県富山市水橋新堀17番地1			3 自己所有	3 自己所有	平成9年5月1日	50	9,579	
		ア建設費	平成9年4月30日					0	45,000		
		イ大規模修繕									
001	しらいわ苑	02120101	老人居宅介護等事業(訪問介護)				しらいわ苑ホームヘルパーセンター				
		富山県 富山市	富山県富山市水橋新堀17番地1			3 自己所有	3 自己所有	平成12年4月1日	0	6,763	
		ア建設費	平成9年4月30日					0			
		イ大規模修繕									
001	しらいわ苑	02120202	老人デイサービスセンター(通所介護)				デイサービスかけはし				
		富山県 富山市	水橋中村町2番地2			1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成18年4月1日	28	6,279	
		ア建設費	平成17年3月31日		42,250,766	7,500,000	20,000,000	69,750,766	278,400		
		イ大規模修繕									
001	しらいわ苑	02120202	老人デイサービスセンター(通所介護)				デイサービスかけはしサテライトやすらぎの郷				
		富山県 富山市	水橋市江260番地			2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成15年8月1日	10	2,195	
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									
001	しらいわ苑	02120202	老人デイサービスセンター(通所介護)				デイサービスかけはしサテライト虹の橋				
		富山県 富山市	水橋市江47			2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成31年1月15日	9	391	
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									
001	しらいわ苑	06260301	(公益) 居宅介護支援事業				水橋介護保険相談所				
		富山県 富山市	富山県富山市水橋新堀17番地1			3 自己所有	3 自己所有	平成12年11月1日	0	2,295	
		ア建設費	平成12年11月1日					0			
		イ大規模修繕									
001	しらいわ苑	06260301	(公益) 居宅介護支援事業				生活サポートセンターかけはし				
		富山県 富山市	水橋中村町2番地2			1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成24年4月1日	0	804	
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									
001	しらいわ苑	00000001	本部経理区分				法人本部				
		富山県 富山市	富山県富山市水橋新堀17番地1			3 自己所有	3 自己所有	平成5年7月1日	0	0	
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									
001	しらいわ苑	06321401	(公益) その他所轄庁が認めた事業				高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業				
		富山県 富山市	水橋中村町2番地2			1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	平成18年4月1日	0	1,162	
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									
003	レインボー	06270101	(公益) 介護老人保健施設				介護老人保健施設レインボー				
		富山県 富山市	水橋新堀1番地			3 自己所有	3 自己所有	平成5年7月1日	100	32,170	
		ア建設費	平成5年7月1日		0	62,000,000	707,000,000	769,000,000	3,773,130		
		イ大規模修繕									
003	レインボー	06260107	(公益) 居宅サービス事業(通所介護)				介護老人保健施設レインボーデイケア				
		富山県 富山市	水橋新堀1番地			3 自己所有	3 自己所有	平成5年7月1日	35	7,591	
		ア建設費	平成5年7月1日					0			
		イ大規模修繕									
003	レインボー	06260401	(公益) 介護予防支援事業				水橋南地域包括支援センター				
		富山県 富山市	水橋新堀1番地			3 自己所有	3 自己所有	平成18年4月1日	0	907	
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コ ード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地		④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)	社会福祉法人等利用者負担減免	富山市
	介護保険サービスにおける低所得者の利用料の減免	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	体験学習者、実習生の受入れ	富山県
	中学生、高校生、専門学生、短大生、大学生の受け入れによる福祉人材の育成	
地域における公益的な取組⑧(地域の関係者とのネットワークづくり)	介護予防教室の開催	富山市水橋
	ショッピングセンターや公民館で体操指導や日常生活に関わる学習会の開催	
地域における公益的な取組⑩(地域の関係者とのネットワークづくり)	ふれあいサークル活動への講師の派遣	富山市水橋
	ふれあいサークルへの体操教室の講師として指導・援助	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	1 有
⑤第三者評価結果	3 該当なし
⑥苦情処理結果	2 無
⑦監事監査結果	2 無
⑧附属明細書	2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費(円)	1,012,797,393
②施設・設備に係る公費(円)	12,122,500
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	682,789,113

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	
③業務内容	
④費用【年額】(円)	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等(複数回答可)

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度((独)福祉医療機構)に加入	1 有
②中小企業退職金共済制度((独)勤労者退職金共済機構)に加入	2 無
③特定退職金共済制度(商工会議所)に加入	2 無
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤その他の退職手当制度に加入(具体的に: ●●●)	
⑥法人独自で退職手当制度を整備	1 有
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）令和2年4月1日 （至）令和3年3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	1,263,100,000	1,247,406,792	15,693,208	
	障害福祉サービス等事業収入	5,650,000	6,069,235	-419,235	
	（何）事業収入	2,650,000	2,904,745	-254,745	
	借入金利息補助金収入		0	0	
	経常経費寄附金収入	706,000	2,056,568	-1,350,568	
	受取利息配当金収入	3,000	7,257	-4,257	
	その他の収入	8,582,000	5,768,255	2,813,745	
	流動資産評価益等による資金増加額		0	0	
	事業活動収入計（1）	1,280,691,000	1,264,212,852	16,478,148	
支出	人件費支出	866,755,000	848,679,848	18,075,152	
	事業費支出	141,350,000	140,618,365	731,635	
	事務費支出	175,065,000	162,938,267	12,126,733	
	利用者負担軽減額	3,225,000	3,601,318	-376,318	
	支払利息支出	9,380,000	8,945,630	434,370	
	その他の支出		0	0	
	流動資産評価損等による資金減少額		0	0	
	事業活動支出計（2）	1,195,775,000	1,164,783,428	30,991,572	
	事業活動資金収支差額（3）＝（1）－（2）	84,916,000	99,429,424	-14,513,424	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入		12,122,500	-12,122,500	
	施設整備等寄附金収入		0	0	
	設備資金借入金収入		0	0	
	固定資産売却収入		0	0	
	その他の施設整備等による収入		0	0	
	施設整備等収入計（4）	0	12,122,500	-12,122,500	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	43,103,000	43,103,000	0	
	固定資産取得支出	15,000,000	31,681,745	-16,681,745	
その他の活動による収支	固定資産除却・廃棄支出		0	0	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	5,772,000	6,678,264	-906,264	
	その他の施設整備等による支出		0	0	
	施設整備等支出計（5）	63,875,000	81,463,009	-17,588,009	
	施設整備等資金収支差額（6）＝（4）－（5）	-63,875,000	-69,340,509	5,465,509	
	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		0	0	
	長期運営資金借入金収入		0	0	
	役員等長期借入金収入		0	0	
	長期貸付金回収収入		0	0	
その他の活動による収支	投資有価証券売却収入		0	0	
	積立資産取崩収入		0	0	
	その他の活動による収入		0	0	
	その他の活動収入計（7）	0	0	0	
	支出				
	長期運営資金借入金元金償還支出	18,000,000	18,000,000	0	
	長期貸付金支出		0	0	
	投資有価証券取得支出		0	0	
	積立資産支出		0	0	
	その他の活動による支出		2,200	-2,200	
その他の活動による収支	その他の活動支出計（8）	18,000,000	18,002,200	-2,200	
	その他の活動資金収支差額（9）＝（7）－（8）	-18,000,000	-18,002,200	2,200	
	予備費支出（10）			0	
	当期資金収支差額合計（11）＝（3）＋（6）＋（9）－（10）	3,041,000	12,086,715	-9,045,715	
	前期末支払資金残高（12）		176,545,607	-176,545,607	
	当期末支払資金残高（11）＋（12）	3,041,000	188,632,322	-185,591,322	

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）
法人単位事業活動計算書

（自）令和2年4月1日 （至）令和3年3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	介護保険事業収益	1,247,406,792	1,213,068,302	34,338,490
	障害福祉サービス等事業収益	6,069,235	6,217,053	-147,818
	（何）事業収益	2,904,745	2,666,527	238,218
	経常経費寄附金収益	2,056,568	1,402,168	654,400
	その他の収益	0	0	0
	サービス活動収益計（1）	1,258,437,340	1,223,354,050	35,083,290
	人件費	863,679,848	848,657,766	15,022,082
	事業費	140,618,365	135,168,233	5,450,132
	事務費	162,938,267	167,468,270	-4,530,003
	利用者負担軽減額	3,601,318	3,066,073	535,245
	減価償却費	104,909,705	106,758,565	-1,848,860
	国庫補助金等特別積立金取崩額	-23,742,700	-23,112,935	-629,765
	徴収不能額	0	0	0
	徴収不能引当金繰入	1,663,235	0	1,663,235
	その他の費用	0	0	0
	サービス活動費用計（2）	1,253,668,038	1,238,005,972	15,662,066
サービス活動増減差額（3）＝（1）－（2）		4,769,302	-14,651,922	19,421,224
サービス活動外増減の部	借入金利息補助金収益	0	0	0
	受取利息配当金収益	7,257	9,699	-2,442
	有価証券評価益	0	0	0
	有価証券売却益	0	0	0
	投資有価証券評価益	0	0	0
	投資有価証券売却益	0	0	0
	その他のサービス活動外収益	5,768,255	8,932,647	-3,164,392
	サービス活動外収益計（4）	5,775,512	8,942,346	-3,166,834
	支払利息	8,945,630	9,376,837	-431,207
	有価証券評価損	0	0	0
	有価証券売却損	0	0	0
	投資有価証券評価損	0	0	0
	投資有価証券売却損	0	0	0
	その他のサービス活動外費用	0	0	0
	サービス活動外費用計（5）	8,945,630	9,376,837	-431,207
サービス活動外増減差額（6）＝（4）－（5）		-3,170,118	-434,491	-2,735,627
経常増減差額（7）＝（3）＋（6）		1,599,184	-15,086,413	16,685,597
特別増減の部	施設整備等補助金収益	12,122,500	0	12,122,500
	施設整備等寄附金収益	0	0	0
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
	固定資産受贈額	0	0	0
	固定資産売却益	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0
	特別収益計（8）	12,122,500	0	12,122,500
	基本金組入額	0	0	0
	資産評価損	0	0	0
	固定資産売却損・処分損	2,324,161	124,111	2,200,050
	国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	-17	-48,442	48,425
	国庫補助金等特別積立金積立額	8,171,491	-733,859	8,905,350
	災害損失	0	0	0
	その他の特別損失	2,200	4	2,196
	特別費用計（9）	10,497,835	-658,186	11,156,021
特別増減差額（10）＝（8）－（9）		1,624,665	658,186	966,479
税引前当期活動増減差額（11）＝（7）＋（10）		3,223,849	-14,428,227	17,652,076
法人税、住民税及び事業税（12）		0	0	0
法人税等調整額（13）		0	0	0
当期活動増減差額（14）＝（11）－（12）－（13）		3,223,849	-14,428,227	17,652,076
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額（15）	169,805,447	184,233,674	-14,428,227
	当期末繰越活動増減差額（16）＝（14）＋（15）	173,029,296	169,805,447	3,223,849
	基本金取崩額（17）	0	0	0
	その他の積立金取崩額（18）	0	0	0
	その他の積立金積立額（19）	0	0	0
	次期繰越活動増減差額（20）＝（16）＋（17）＋（18）－（19）	173,029,296	169,805,447	3,223,849

法人単位貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	404,833,666	384,588,399	20,245,267	流動負債	298,783,859	290,464,656	8,319,203
現金預金	188,386,333	173,004,361	15,381,972	短期運営資金借入金	180,000,000	180,000,000	0
有価証券			0	事業未払金	18,904,621	19,292,971	-388,350
事業未収金	210,639,350	206,784,622	3,854,728	その他の未払金			0
未収金	935,207	1,757,832	-822,625	支払手形			0
未収補助金			0	役員等短期借入金			0
未収収益			0	1年以内返済予定設備資金借入金	42,738,000	43,103,000	-365,000
受取手形			0	1年以内返済予定長期運営資金借入金	15,000,000	18,000,000	-3,000,000
貯蔵品			0	1年以内返済予定リース債務	5,181,280	6,318,864	-1,137,584
医薬品			0	1年以内返済予定役員等長期借入金			0
診療・療養費等材料			0	1年以内支払予定長期未払金			0
給食用材料			0	未払費用			0
立替金	83,691	33,000	50,691	預り金	15,402,156	5,084,039	10,318,117
前払金			0	職員預り金	3,557,802	3,665,782	-107,980
前払費用	1,060,736		1,060,736	前受金			0
1年以内回収予定長期貸付金			0	前受収益			0
短期貸付金			0	仮受金			0
仮払金	10,000		10,000	賞与引当金	18,000,000	15,000,000	3,000,000
その他の流動資産	5,381,584	3,008,584	2,373,000	その他の流動負債			0
徴収不能引当金	-1,663,235		-1,663,235				
繰延税金資産			0				
固定資産	1,645,567,240	1,716,806,561	-71,239,321	固定負債	824,679,101	871,644,981	-46,965,880
基本財産	1,526,877,912	1,591,376,621	-64,498,709	設備資金借入金	695,156,000	737,894,000	-42,738,000
土地	122,293,453	122,293,453	0	長期運営資金借入金	41,260,000	56,260,000	-15,000,000
建物	1,404,584,459	1,469,083,168	-64,498,709	リース債務	10,724,892	11,952,772	-1,227,880
定期預金			0	役員等長期借入金			0
投資有価証券			0	退職給付引当金	77,538,209	65,538,209	12,000,000
その他の固定資産	118,689,328	125,429,940	-6,740,612	長期未払金			0
土地	9,060,155	9,060,155	0	長期預り金			0
建物	35,840,682	40,233,081	-4,392,399	その他の固定負債			0
構築物	25,256,298	27,878,454	-2,622,156	負債の部合計	1,123,462,960	1,162,109,637	-38,646,677
機械及び装置	5,604,150	4,906,598	697,552	純資産の部			
車輛運搬具	1	1	0	基本金	305,998,540	305,998,540	0
器具及び備品	18,670,940	15,158,901	3,512,039	国庫補助金等特別積立金	442,910,110	458,481,336	-15,571,226
建設仮勘定			0	その他の積立金	5,000,000	5,000,000	0
有形リース資産	15,867,436	18,242,478	-2,375,042	次期繰越活動増減差額	173,029,296	169,805,447	3,223,849
権利	1,434,944	3,568,544	-2,133,600	(うち当期活動増減差額)	3,223,849	-14,428,227	17,652,076
ソフトウェア	1,060,722	487,728	572,994				
無形リース資産			0				
投資有価証券	420,000	420,000	0				
長期貸付金			0				
退職給付引当資産			0				
長期預り金積立資産			0				
(何) 積立資産	5,000,000	5,000,000	0				
差入保証金	474,000	474,000	0				
長期前払費用			0				
その他の固定資産			0	純資産の部合計	926,937,946	939,285,323	-12,347,377
資産の部合計	2,050,400,906	2,101,394,960	-50,994,054	負債及び純資産の部合計	2,050,400,906	2,101,394,960	-50,994,054

計算書類に対する注記 (法人全体)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－期末退職金要支給額を計上することとしている。不足額を分割計上予定
 - ・賞与引当金－支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。
 - ・徴収不能引当金－期末未収入金のうち徴収不能と見込まれる額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

法人の就業規則による退職金を支給することとしている。
支給額の一部を福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度で充当している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
 - 事業のすべてが社会福祉事業の為作成しないことを選択する。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
 - 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア しらいわ苑拠点区分（社会福祉事業）
 - 法人本部
 - デイサービスかけはし合算－デイサービスかけはし
 - デイサービスかけはしサテライトやすらぎの郷
 - デイサービスかけはしサテライト虹の橋
 - 特別養護老人ホームしらいわ苑合算－特別養護老人ホームしらいわ苑
 - 特別養護老人ホームしらいわ苑こもれば
 - 特別養護老人ホームしらいわ苑 短期入所生活介護（運営停止中）
 - しらいわ苑デイサービスセンター
 - 水橋介護保険相談所
 - しらいわ苑ホームヘルパーセンター
 - 生活サポートセンターかけはし
 - LSAかけはし
 - 訪問看護ステーションにじ（運営停止中）
 - 生きがいデイサービスかけはし（運営停止中）
 - 中村町ぬくもりの郷（運営停止中）
 - イ レインボー拠点区分（社会福祉事業）
 - 介護老人保健施設レインボー
 - 介護老人保健施設レインボー 短期入所療養介護
 - 介護老人保健施設レインボー 通所リハビリテーション
 - 水橋南地域包括支援センター

計算書類に対する注記 (法人全体)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	122,293,453			122,293,453
建物	1,469,083,168	18,025,161	82,523,870	1,404,584,459
定期預金				
合計	1,591,376,621	18,025,161	82,523,870	1,526,877,912

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

その他の固定資産 器具及び備品除却による取崩し ￥17

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

しらいわ苑 土地 (基本財産)	37,238,140 円
レインボー 土地 (基本財産)	85,055,313 円
しらいわ苑 建物 (基本財産)	1,152,619,061 円
レインボー 建物 (基本財産)	251,965,398 円
計	1,526,877,912 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (福祉医療機構)	572,979,000 円
設備資金借入金 (にいかわ信用金庫)	74,559,994 円
設備資金借入金 (にいかわ信用金庫)	27,960,006 円
設備資金借入金 (にいかわ信用金庫)	6,400,000 円
計	681,899,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	122,293,453		122,293,453
建物	2,846,056,285	1,441,471,826	1,404,584,459
定期預金			
投資有価証券			
土地	9,060,155		9,060,155
建物	110,687,607	74,846,925	35,840,682
構築物	94,521,681	69,265,383	25,256,298
機械及び装置	14,398,334	8,794,184	5,604,150
車輛運搬具	2,792,630	2,792,629	1
器具及び備品	114,899,870	96,228,930	18,670,940
建設仮勘定			
有形リース資産	46,001,136	30,133,700	15,867,436
権利	1,854,944	420,000	1,434,944
ソフトウェア	2,690,960	1,630,238	1,060,722
無形リース資産			
投資有価証券			
長期貸付金			
事業区分間長期貸付金			
拠点区分間長期貸付金			
退職給付引当資産			
長期預り金積立資産			
その他の積立資産			
移行時減価償却特別積立資産			
修繕積立資産			
建設積立資産			
差入保証金	474,000		474,000
長期前払費用			
その他の固定資産	420,000		420,000
合計	3,366,151,055	1,725,583,815	1,640,567,240

計算書類に対する注記（法人全体）

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金 保険	167,290,661		167,290,661
事業未収金 利用料	43,348,689		43,348,689
未収金	935,207		935,207
徴収不能引当金	△1,663,235		△1,663,235
合 計	209,911,322		209,911,322

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
	該当なし										

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・富山県より新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として施設整備等補助金¥12,122,500の交付を受けた。固定資産購入分¥8,905,350を国庫補助金等特別積立金として積み立てた。
- ・平成24年12月以降の事業未収金利用料と職員退職時未収金のうち徴収不能を見込んだ額¥1,663,235を徴収不能引当金とした。

社会福祉法人とやま虹の会 役員等報酬規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人とやま虹の会(以下「当法人」という。)定款第九条及び第二四条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。
- 尚、常勤役員である、理事長及び専務理事(業務執行理事)については「専任役員」とし、別に「専任役員報酬規程」として定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
- (1)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 非常役員等に対する報酬等の額は、次の号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
- (1)報酬については、別表1に定める額
- (2)非常勤役員等が職務のために出張したときは、旅費規程に基づき支払う。

(当法人職員給与との併給)

- 第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 非常勤役員等に対する報酬は、別表3に基づき、就任後一括又は分割し、支給する。
- 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

- 第6条 当法人は、この規程と専任役員報酬規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第7条 この規程と専任役員報酬規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

- 第8条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017年4月1日より施行する。

2018年7月1日改定

別表 1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	年額
評議員会への出席等	25,000円

(2) 理事

	年額
理事会への出席、法人及び施設業務のための出勤	75,000円

(3) 監事

	年額
監事監査等への出席、法人及び施設業務のための出勤	75,000円

専任役員報酬規程

【対 象】 常勤する理事長、専務理事（以後専任役員という）

専任役員は、定款に規定する法人運営の統括的責任を担うとともに、法人本部において総務・財務・人事・企画等の業務を統括管理する。

【報 酬】 専任役員の報酬は年俸制とし、次の計算式により年額を算出し12月で除した金額を毎月支給する。

（但し、14月で除し、賞与支給月に1月分を支給することができる）

①年俸計算の基準となる基本給の標準初号を次のとおりとし、以後等級表に従い1年勤続につき1号ずつ昇給する。

理事長 8等級17号（358,300円）

専務理事 8等級11号（325,300円）

※昇任前の支給額が①を上回るものは、現支給号数に2号を加える。

医師の場合は医師給与表による現支給号数に1号を加える。

②役職手当

理事長 150,000円

専務理事 125,000円

③専任役員の年俸の算出は次式に従う。専任役員には賞与を支給しない。

※なお、兼務役員（部長職等を兼務する職員理事）は職員給与規定に準ずる。

年俸額 = (基本給 + 役職手当 + 扶養手当) × 係数A + 住宅手当 × 12

※係数Aは、12ヶ月に当年度の賞与年間予算を加えた月数とする。

予算月数と職員支給実績に差が生じた場合は、次年度で調整する。

【定 年】 専任役員の定年は65歳とする。

専任役員の退職金算定基礎額は年俸算定基礎の基本給とし、支給率は職員退職金規定による。

※65歳を超えて理事長、専務理事に嘱託役員として就任する場合は、下記の報酬を支給する。嘱託役員の定年は原則70歳とする。

理事長 月額250,000円

専務理事 月額225,000円

【改 廃】 本規定の改廃は理事会において行う。

（付 則） 1. 本規定は2018年7月1日より実施する。

社会福祉法人とやま虹の会定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 介護老人保健施設の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 老人訪問介護事業の経営

(ニ) 老人デイサービス事業の経営

(ホ) 老人短期入所生活介護事業の経営

(ヘ) 障害福祉サービス事業の経営

(ト) 小規模多機能居宅介護事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人とやま虹の会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を富山県富山市水橋新堀1番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員八名以上一〇名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員二名の合計四名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の一名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が評議員現在数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第九条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

（構成）

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (6) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第一四条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は、その都度、評議員の互選とする。

(決議)

第一五条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一七条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一六条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一七条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 六名以上八名以内

(2) 監事 三名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事から専務理事を置くことができる。

4 前項の専務理事または理事のなかから予め順位を決め、同法第四十五条の十六第二項第二号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第一八条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第一九条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係があるものを含む)及び評議員(その親族その他特殊の関係があるものを含む)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第二〇条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長は、三箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二一条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第二二条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一七条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二三条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二四条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第二五条 理事又は監事が責任を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一一三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第二六条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第二七条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第二八条 運営協議会の委員は、一五名以内とする。

(運営協議会の委員の選任)

第二九条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第三〇条 法人が前々第二八条に定める定数を変更しようするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第三一条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第三二条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第六章 理事会

(構成)

第三三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第三四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第三五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第三七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第七章 資産及び会計

（資産の区分）

第三八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- （1） 富山県富山市水橋新堀 1 番地 介護老人保健施設レインボー敷地
8 筆 14, 329.46 m²（別紙）
- （2） 富山県富山市水橋新堀 17 番地 1 特別養護老人ホームしらいわ苑敷地
7 筆 6, 376.94 m²（別紙）
- （3） 富山県富山市水橋新堀 1 番地所在の鉄筋コンクリート三階建
介護老人保健施設レインボー
1 棟（延床面積 3, 773.13 m²）
- （4） 富山県富山市水橋新堀 17 番地 1 鉄筋コンクリート・鉄骨スレート葺陸屋根二階建
特別養護老人ホームしらいわ苑
1 棟（延床面積 5, 170.54 m²）
- （5） 富山市水橋中村町 16 番の 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建
水橋生活サポートセンターかけはし 1 棟（延床面積 278.40 m²）
- （6） 富山県富山市水橋新堀 13 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根二階建
特別養護老人ホームしらいわ苑こもれび
1 棟（延床面積 2541.68 m²）

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は第四七条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事現在数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、富山市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げ

る場合には、富山市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第四〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第四一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事現在数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第四二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第四三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第四四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事現在数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第四六条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の三分の二以上の承認を要する。

第八章 公益を目的とする事業

(種別)

第四七条 この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅訪問看護事業
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 地域包括支援センター事業
- (4) 特定保健指導事業
- (5) 有料老人ホーム事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第九章 解散

(解散)

第四八条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四九条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第一〇章 定款の変更

(定款の変更)

第五〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、富山市長の認可（社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を富山市長に届け出なければならない。

第一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第五一条 この法人の公告は、社会福祉法人とやま虹の会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第五二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	村内 市郎
理 事	石黒 七次
〃	犬島 淳信
〃	小西 乃里子
〃	中田 芳三
〃	廣瀬 義信
〃	山崎 乙吉
〃	吉野 武
監 事	石崎 忠信
〃	松島 森
評議員	板川 龍夫
〃	今村 彰宏
〃	大野 孝明
〃	金木 清次
〃	笹木 芳一
〃	田中 悌夫
〃	新田 兼一
〃	蓮沼 泰蔵
〃	林 清忠

〃 林 寛
〃 藤井 昭雄
〃 藤木 進
〃 藤田 紀伊子
〃 丸山 郁子
〃 宮田 昭一
〃 安田 進
〃 与島 秀則

附 則

この定款は、平成4年8月21日から施行する。

平成4年8月21日

平成6年4月 1日 改定

平成7年3月15日 改定

平成8年7月 1日 改定

平成9年4月 1日 改定

平成9年7月16日 改定

平成10年2月27日 改定

平成12年4月10日 改定

平成12年10月 6日 改定

平成13年4月24日 改定

平成15年7月 4日 改定

平成16年9月21日 改定

平成17年3月28日 改定

平成17年8月12日 改定

平成18年3月27日 改定

平成18年5月31日 改定

平成18年8月 9日 改定

平成20年3月28日 改定

平成21年1月21日 改定

平成22年5月27日 改定

平成22年8月21日 改定

平成26年8月19日 改定

平成27年9月18日 改定

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

令和2年 4月1日 改定

(別 紙)

(1) 富山県富山市水橋新堀 1 番地介護老人保健施設レインボー敷地

8 筆 14, 329.46 m²の内訳

富山県富山市水橋新堀 1 番 1	宅地	1 筆	7, 862.53 m ²
富山県富山市水橋新堀 13 番 1	宅地	1 筆	2, 195.54 m ²
富山県富山市水橋新堀 14 番 1	宅地	1 筆	990.41 m ²
富山県富山市水橋新堀 15 番 1	宅地	1 筆	373.69 m ²
富山県富山市水橋新堀 16 番 1	宅地	1 筆	1, 261.36 m ²
富山県富山市水橋金尾新 472 番 1	宅地	1 筆	362.45 m ²
富山県富山市水橋金尾新 473 番 1	宅地	1 筆	406.96 m ²
富山県富山市水橋金尾新 474 番 1	宅地	1 筆	876.52 m ²
合計		8 筆	14, 329.46 m ²

(2) 富山県富山市水橋新堀 1 7 番地 1 特別養護老人ホームしらいわ苑敷地

7 筆 6, 376.94 m²の内訳

富山県富山市水橋新堀 17 番 1	宅地	1 筆	3, 458.71 m ²
富山県富山市水橋新堀 23 番 1	宅地	1 筆	1, 948.17 m ²
富山県富山市水橋新堀 501 番 5	宅地	1 筆	93.98 m ²
富山県富山市水橋新堀 502 番 1	宅地	1 筆	202.18 m ²
富山県富山市水橋新堀 503 番 2	宅地	1 筆	54.54 m ²
富山県富山市水橋新堀 759 番 1	宅地	1 筆	566.33 m ²
富山県富山市水橋新堀 761 番 2	宅地	1 筆	53.03 m ²
合計		7 筆	6, 376.94 m ²

(3) 富山県富山市水橋新堀 1 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建

介護老人保健施設レインボー 1 棟 3, 773.13 m²

(4) 富山県富山市水橋新堀 1 7 番地 1 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート葺陸屋根 2 階建

特別養護老人ホームしらいわ苑 1 棟 5, 170.54 m²

(5) 富山県富山市水橋中村町 1 6 番地所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建

水橋生活サポートセンターかけはし 1 棟 278.40 m²

(6) 富山県富山市水橋新堀 1 3 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建

特別養護老人ホームしらいわ苑こもれび 1 棟 2541.68 m²